

## 新学習指導要領と生涯学習

清水 英 男  
(聖徳大学)

### はじめに

近年、我が国の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）は、生涯学習の観点に立って教育課程が編成され運営されてきている。特に、「臨時教育審議会」（昭和59年～昭和62年）が“生涯学習体系への移行”を提言してから、その傾向は顕著になった。

その間、ユネスコ（UNESCO）では、昭和40年の第3回成人教育推進国際委員会でポール・ラングラン（Paul Lengrand）が提唱した生涯教育（l'education permanente）の概念をより実践レベルに進展させる取り組みを行っている。例えば、教育国際委員会報告書「Learning to Be」（昭和47年）の「生涯教育は、きたるべき時代の教育政策の基本概念」<sup>(1)</sup>や21世紀教育国際委員会報告書「Learning: The Treasure Within」（平成8年）の「学習の4本の柱」<sup>(2)</sup>など生涯教育・生涯学習の概念や内容・方法の拡充に関する勧告や提言などがあげられる。

平成18年12月に改正された教育基本法（平成18年法律第120号）（以下「教育基本法」という。）で教育の目的（第1条）と生涯学習の理念（第3条）が学校教育と社会教育で共有され、また、平成19年6月に公布された学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）によって、学校が教育目標を達成するために、「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、意を用い

る。」<sup>(3)</sup>ことが規定された。つまり、この一部改正は、教育基本法での生涯学習の理念や公共の精神、生命や自然を尊重する態度などの新しい教育の理念を具現化するための新たな学校教育の目標を明らかにしたのである。そのことは、各学校段階で児童・生徒に生涯学習の基盤を培うための教育目的や目標が設定できる環境を整備したといえよう。

平成20年3月28日に告示され平成23年4月から小学校で全面实施（中学校は24年4月、高等学校は25年4月から）された学習指導要領<sup>(4)</sup>（以下「新学習指導要領」という。）は、これら教育基本法や学校教育法などの法令の規定をはじめ、時代の変化により派生した新たな課題への対応や前回の学習指導要領の分析結果などを基礎資料とし、児童・生徒に生涯学習の基盤をはぐくむという観点に立って改訂されている。

本稿では、学校がこの新学習指導要領に基づき教育課程を編成し実施する中で、生涯学習の観点に立った教育活動を効果的に行うための方向性を考察することとした。

## 1 生涯学習と新学習指導要領

本稿での生涯学習の観点は、ユネスコの成人教育国際推進委員会が昭和40年の第3回委員会でラングランが提唱した生涯教育の概念に基づき、ユネスコ事務局長にあてた勧告文中の次の定義とする。それは、「人間の一生を通して行なわれる教育の過程（それゆえに、全体として総合的な構造であることが必要な教育の過程）をつくりあげ活動させる原理として、〈生涯教育〉という構想を承認するべきである。そのために、人の一生という時系列にそった垂直的な次元と、個人および社会の生活全体にわたる水平的な次元の双方について、必要な統合を達成するべきである」<sup>(5)</sup>ということである。

### (1) 新学習指導要領までの学習指導要領と生涯学習

“生涯学習体系への移行”を提言した臨時教育審議会の第1次から第4次にわたる答申後にはじめて改正された学習指導要領(平成元年3月15日告示)では、「これからの社会の変化とそれに伴う生徒の生活や意識の変容に配慮し

つつ、生涯学習の基礎を培うという観点に立ち、21世紀を目指し社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成を図る」<sup>(6)</sup>ことを基本的なねらいとするなど、学校教育を児童・生徒の生涯学習の基盤形成という視点で捉えている。そして、文部科学省は、「現行の学習指導要領の趣旨を実現するためには、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの資質や能力を重視する学力観に立って、学習指導の工夫改善を図ることが重要である。」という生涯学習の観点に立ち自己教育力の育成を重視した「新しい学力観」<sup>(7)</sup>を提唱した。

平成10年12月14日に告示された学習指導要領では、学校と地域社会との有機的な連携を前提としながら、「平成14年度から実施される『完全学校週5日制』の下で、各学校がゆとりの中で特色ある教育を展開し、生徒に豊かな人間性や基礎・基本を身に付け、個性を生かし、自ら学び自ら考える力などの[生きる力<sup>(8)</sup>]を培うこと」<sup>(9)</sup>を基本的なねらいとしていた。

また、「生涯学習の考え方を進めていくため、時間的にも精神的にもゆとりのある教育活動が展開される中で、生徒が基礎・基本をじっくり学習できるようにするとともに、興味・関心に応じた学習に主体的に取り組むことができるようにする必要がある。」<sup>(10)</sup>としている。その一環として、生徒の興味・関心を持続させる横断的で総合的な学習といえる、総合的な学習の時間を創設した。

平成15年12月26日には、学習指導要領の一部を改正した。その主な改正点は、学習指導要領は国としての教育課程の一定の基準を明示したものであるとし、学校の裁量権を拡充したことといえよう。つまり、学習指導要領は、すべての児童・生徒が全国どこでも同じ水準の学校教育を受けることができるための基準であるとし、各学校ではこの学習指導要領に示されていない教科・科目などを加えることができるとしたのである。

## (2) 生涯学習と新学習指導要領

新学習指導要領では、教育基本法や学校教育法などの法令の規定をはじめ、時代の変化や OECD（経済協力開発機構）の PISA（Programme for International Student Assessment）ショックなど新たな課題への対応、前回の学習指導要領の分析結果などを基礎資料とし改訂されている。

その改訂の基本方針として、前回の学習指導要領が基本的なねらいとした

[生きる力]を継承し発展させている。この[生きる力]を新学習指導要領では、「いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など」(小学校新学習指導要領解説総則編 第1章2改訂の基本方針①)と纏めている。そして、新学習指導要領では、関係者がこの[生きる力]の理念を共有することを求めている。また、この[生きる力]を児童・生徒が身に付けるために必要な確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成などを重視している。その理由は、この[生きる力]の理念や内容などがOECDのPISA調査の概念的な枠組みとして定義付けた主要能力(Key competencies)<sup>(11)</sup>を先取りしており、知識基盤社会(Knowledge-based society)において益々重要とされているからである。

そして、新学習指導要領の教育課程編成の原則では、「各学校において、[生きる力]をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。」<sup>(12)</sup>とした。

新学習指導要領と前回の学習指導要領と比較すると、小学校では国語・社会・算数・理科・体育の授業時数を10%程度増加し、週当たりのコマ数を低学年では週2コマ、中高学年では週1コマ増加した。また、中学校では国語・社会・数学・理科・外国語・保健体育の授業時数を10%程度増加し、週当たりのコマ数を各学年で週1コマ増加した。そして、言語活動や道徳、理数教育や外国語教育、体育の充実を目指している。

これらのことから、新学習指導要領でも、教育基本法第1条(教育の目的)や第3条(生涯学習の理念)をはじめ学校教育法第30条の2項(生涯にわたり学習する基盤)などの関係法令を踏まえ、生涯学習の観点に立って教育課程(「学校教育法施行規則」平成20年度3月に改訂)が編成できるように配慮されているといえよう。



## 2 生涯学習の観点に立った学校と学校教育

今日、生涯学習の観点に立った学校の主な役割とは、おおよそ次の二つに集約されよう。その一つは、児童・生徒の生涯にわたる学習活動の基盤を培う学校教育活動である。二つには、地域社会の人々に学校の施設と機能を開放し、グループ・サークル活動や学習機会の提供事業などを支援することである。つまり、学校が社会教育施設として積極的に機能することが求められているということである。

これらの教育・学習活動が実施できるのは、教育基本法第1条の教育の目的と第3条の生涯学習の理念を学校教育と社会教育が共有していることによる。また、学校教育法第31条<sup>(13)</sup>と社会教育法第3条の3<sup>(14)</sup>と第9条の3の2<sup>(15)</sup>などにより、学校教育と社会教育相互の協力・連携や社会教育主事の学校教育への助言などが規定されているからである。よって、学校が、児童・生徒の各時期（学年）における学習活動の支援や地域の教育資源の活用と地域を舞台とした学習活動の展開という、系統的・横断的・体験的な学校教育活動を容易に推進できるのである。さらに、児童・生徒は、学校教育だけでなく家庭教育や社会教育の領域でも学習活動を展開している。そこで、これら三者の有機的な連携や協力が求められているのである。

ここでは、児童・生徒の生涯にわたり学習する基盤を培う学校教育のみをとりあげた。また、以下の“学習活動の保障”とは、児童・生徒が生涯にわたって自らの意思で必要に応じて学習することができる学習意欲と新しい学力観に基づく確かな学力を定着させることを意味している。

### (1) 児童・生徒の生涯にわたる学習活動の保障

新学習指導要領は、生涯教育の垂直的な統合の理念である「人生という時系列に沿った垂直的な次元の教育機会の統合」の実現を目指している。例えば、小・中・高校の順に新学習指導要領を結びつけると、児童・生徒の心身の発達段階や教育の適時性などを配慮し、小学校から中学校へ、中学校から高等学校へ、高等学校から大学など学校間の接続や学校から社会（就職）へのソフト・ランディングが容易にできるよう系統的で発展的な教育課程が編成で

きるのである。この教育課程では、児童・生徒の学習活動の保障が絶えず検証されなければならない。

具体的には、中等教育学校や併設型の中学校と高等学校など学校制度をはじめ、幼小連携や小中一貫教育、中高連携や高大連携など学校間のカリキュラムの系統性や連続性、精選などのシステム化があげられる。

## (2) 児童・生徒の生活の場における学習活動の保障

新学習指導要領では、生涯教育の水平的統合といわれている「あらゆる人間の生活の場という水平的な次元の教育機会の統合」という視点も導入している。このことは、教育基本法第13条の「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」や学校教育法第43条等の「学校情報の提供と保護者や地域住民等への理解と協力、連携・協力の推進」などを根拠としている。

新学習指導要領の「教育課程編成の一般方針」（第1章第1節の1）では、各学校に地域や自らの学校の実態、児童の心身の発達段階や特性を十分に考慮した適切な教育課程の編成を行うこととしている。また、「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」（第1章第4の2の(2)）では、各学校はその目的を達成するために家庭や地域社会との連携を深めることを求めている。

これらのことから、教育課程は、優れた教師と教育専用の施設・設備を備えた学校の教育機能だけでなく、保護者や地域の教育資源を積極的に活用して編成することが必要ということである。その教育課程に基づく教育活動の中で、児童・生徒がそれぞれの目標を達成するとともに、学習に関する興味・関心を高めることや生きて生活していることが学習に結びつく体験を行うなど、幅広い学習活動の保障が可能といえよう。

これら教育資源を存分に活用できる教育課程としては、生活科や外国語活動、総合的な学習の時間や道徳、特別活動のほか、キャリア教育や環境教育など複合的・横断的教育などがあげられる。

## 3 新学習指導要領で実施可能な生涯学習の基盤の形成

新学習指導要領で扱う小学校の教育課程は、学校教育法施行規則(平成20年

3月改正)第50条によって、「各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動で編成する(中学校は外国語活動を、高等学校では道徳と外国語活動を除く。)(以下「各教科等」という。)としている。

また、学校教育法第30条の2項によると、教育の目標を達成するために、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的知識・技能の習得や課題発見・解決のための思考力、判断力、表現力等をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うこととされている。

さらに、同法31条では、教育指導にあたって、社会教育関係団体や機関との連携に配慮しながら、ボランティア活動などの社会奉仕や自然などとの体験的な学習活動の充実に努めることとされている。

これらのことから、各学校では、新学習指導要領に基づき、生涯学習の観点に立って各教科等で実施することが可能といえよう。

#### 4 生涯学習の観点に立った教育課程を効果的に実施する方向性

各教科等が生涯学習の観点に立って効果的に実施できるための方向性としては、まず、児童・生徒の興味関心に基づき持続的な学習活動が意欲的に行われるような配慮が必要である。そのためには、学校内という枠だけの学習活動だけでなく、地域の特技を有する人々や伝統芸能、豊かな自然や社会教育施設など教育資源の活用をはじめ地域を舞台にした校外での学習活動の促進があげられる。

つまり、新学習指導要領のもとで、生涯学習の観点に立って各教科等を効果的に実施するためには、学校教育関係者が生涯学習の理念や学校教育と社会教育との連携<sup>(16)</sup>(以下「学社連携」という。)や融合<sup>(17)</sup>(以下「学社融合」という。)の理解を深化させた学校教育活動を推進することが肝要といえる。そのためには、学校教育と社会教育の関係者が各教育の領域について相互に理解するとともに、授業(事業)の実施にあたっては連携し融合しあうことが不可欠といえよう。特に、学校関係者は、[生きる力]をはぐくむ教育活動の検証を基盤にし、「教育観から学習観へ、完結から継続へ、単独から連携・融合へ」<sup>(18)</sup>という価値観を共有することが必要といえよう。社会教育の機関

や団体などの関係者は、地域の教育資源を活用した学校教育活動に対する十分な支援が肝要である。

具体的には、教育委員会がリーダーシップを発揮し、以下のような推進策を展開する必要がある。

(1) [生きる力]と家・学・社の連携・融合の理念の共有

児童・生徒に[生きる力]を習得させるためには、その生活の場である家庭・学校・地域社会（以下「家・学・社」という。）の関係者がそれぞれの分野で固有の教育機能を十分に発揮するとともに、必要に応じて連携し融合した教育・学習活動を展開する必要がある。そして、児童・生徒が[生きる力]を体系的・総合的にはぐくむことができるよう、関係者は[生きる力]と新学習指導要領の総則編についての理解を深化させることが肝要である。特に、道徳や環境教育など児童・生徒の生活の場のすべてを活用した教育活動などは、保護者の参画を得て、家・学・社連携や融合の授業（事業）として展開することが効果的といえよう。

そのためには、学校単位で家・学・社の関係者が一堂に会し、[生きる力]と新学習指導要領とのかかわりを、本音で理解し実践できる方策を研究しあう機会を提供することが必要である。また、現職教員の研修プログラムや大学の教職課程などでは、生涯学習概論や学社連携・融合論を履修必修科目とすることが肝要といえよう。

(2) 社会教育で蓄積している体験学習のノウハウの学校への提供

新学習指導要領では、学校は社会教育の関係団体や機関などとの連携に配慮しながら体験的な学習活動の充実に努めることとされている。また、社会教育主事は、学校がこれら団体や機関等の協力を得て教育活動を行う場合には求めに応じて助言を行うことができるのである。

これら体験的な学習活動は、従来から社会教育における青少年教育として取り組まれている。また、その内容・方法や評価法等については青少年の社会教育活動やマルカム・ノールズ（Knowles, M.）などが提唱した「アンドラゴジー（Andragogy）」<sup>(19)</sup>に基づく実証的な調査・研究などにより検証され確かな教育財産（know-how）として集積されている。このアンドラゴジーに関

してノールズは、成人の学習を援助する科学と技術と定義し、子どもに教える科学と技術をペダゴジー（Pedagogy）と定義した。そして、このアンドラゴジーが青少年教育の特定分野で優れた教育効果を生み出すことが実証されつつあったので、「これらのモデルは、二分法的というよりはむしろひとつのスペクトルの両端としてみたほうが、おそらくより現実的であろう。」<sup>(20)</sup>と付言されている。

学校教育では、これら社会教育に関するノウハウを新学習指導要領に基づく教育課程の編成や教育活動を効果的に行うために必要としているのである。今こそ、社会教育主事の経験や任用資格を有する学校関係者をはじめ、現職の社会教育主事や学校支援ボランティアなど社会教育関係者が中心となって、社会教育のノウハウを学校教育に積極的に導入することが喫緊の課題といえよう。

### (3) 地域社会の教育資源の顕在化と活用

地域社会には、長く人生を生きてきている人々や優れた特技を有する人物をはじめ豊かな自然や文化財、社会教育施設や文化施設など学校教育で活用できる教育資源が豊富に存在している。しかし、学校教育では、これらの教育資源を必ずしも十分に活用されているとはいえない状況にあるといわれている。

そこで、生涯学習行政は、これらの教育資源を学校が容易に活用できるよう、情報の提供をはじめ学習プログラムや教材作成など生涯学習情報提供・学習相談事業を整備する必要がある。

### (4) 家・学・社連携・融合授業（事業）の促進

各学校が新学習指導要領に基づいた教育課程を効果的に編成し教育目標や指導内容・方法を設定する場合には、学校の実情や地域社会の実態を的確に把握し、必要に応じて活用することが肝要といえよう。例えば、家庭や地域の人々に学校の教育活動の理解と協力を求めるとともに、地域の教育資源を活用する学社連携や学校教育の授業と社会教育の事業などを一緒に行う学社融合をはじめ家庭・学校・地域社会の関係者が一体となって行う家・学・社連携・融合授業（事業）を、各学校や地域の実態や実情を勘案して、できる

ところから創りあげ実施するということなどである。

これら連携・融合授業（事業）としては、総合的・横断的な総合的な学習の時間や合科的・関連的な指導を行う生活科や道徳、系統的で体験を重視する教科、キャリア教育や環境教育、外国語活動や特別活動などが考えられる。また、学校支援ボランティア事業や学校支援地域本部事業など、家庭や地域社会で学校教育活動を支援する事業を充実することも必要である。

#### (5) 家・学・社を結びつける窓口とコーディネーターの設置

家・学・社（特に学・社）の連携・融合授業（事業）や学校支援事業を拡充するためには、学校教育行政や社会教育行政をはじめ各学校や公民館など直接連携・融合授業（事業）を行う機関に専用の窓口（分掌）の設置と担当者（コーディネーター）の配置が不可欠といえよう。

この窓口については、学校の校務分掌では、生涯学習や連携・融合の理念の共有化と実施だけでなくPTAや家庭教育学級など社会教育にかかわる分野も幅広く担当できるよう生涯学習セクションとすることが、また、社会教育の事務分掌では、学社連携・融合と開かれた学校づくりを支援することも含め学校支援セクションとすることが考えられよう。

コーディネーターについては、教員や社会教育主事など現職者へ委任することや非常勤の専任職員を配置することが考えられる。そして、学校教育と社会教育に設置されるコーディネーターが、それぞれの立場で連携や融合授業（事業）の企画・運営・評価などを効果的に支援するために、情報交換や研修の機会を提供することが必要である。

#### (6) 家・学・社が連携し融合し学校教育活動を推進するための基盤整備

各学校が、新学習指導要領に基づき、生涯学習の観点に立って児童・生徒に[生きる力]をはぐくむ教育活動を拡充するためには、組織的な支援体制を整備し家・学・社の連携・融合授業（事業）を拡充することが緊要な課題といえよう。

そのためには、まず、生涯学習行政セクションが中心となって、関係する人々を対象とした意思決定の会議や資質・能力の向上を目指した研究・研究会などを開催することが大切である。次に、これらの会議等を経て、家・学・

社の連携・融合授業（事業）に関する推進組織や専用の窓口（分掌）と担当者の設置など家・学・社連携・融合を総合的に展開できる推進システムを構築し実施する必要がある。その推進システムの事業としては、学社連携・融合実践マニュアルなど資料・教材の作成や情報提供・学習相談事業、グループ・サークル支援事業やリーダー養成事業の充実など連携・融合に関する基盤を整備・拡充することといえよう。

## おわりに

我が国の学習指導要領は、第2次世界大戦後、昭和22年に試案としてスタートした。その試案は、米国のバージニア・プランやカルフォルニア・プランをモデルとして経験主義や単元学習を重視し編成した教育課程であった。そして、昭和33年からは、各教科の持つ系統性を重視し、基礎学力の向上を目指している。

平成20年3月告示された新学習指導要領では、各教科重視という系統主義が中心であるが、生活科や総合的な学習の時間、体験学習の拡充など経験主義も含めた教育課程が編成されるようになってきている。それは、新学習指導要領が学校教育の方向性として、「知識基盤社会」や「知の循環型社会」といわれる現代にあって、21世紀の担い手である児童・生徒に[生きる力]をはぐくむことを目指し、生涯にわたる学習の基盤を培うことを明らかにしたからといえよう。つまり、新学習指導要領では、児童・生徒が容易に学校間や社会へソフトランランディングできるように、学校制度や学校間の連携をはじめ基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力のバランスを重視し、豊かな心や健やかな体の育成と学習習慣の確立などを目指しているといえよう。

本稿は、新学習指導要領に基づき、生涯学習の観点に立った学校教育の方向性を中心とした。今後は、生涯学習の観点にたった学習指導要領における学校教育の在り方について、学校間の連携や家・学・社、特に学・社の連携・融合による授業（事業）などの実証的な研究を深化させ、一般化・法則化できる理論の構築と各教科等に対応できる具体的な提言に努めたい。

注

- (1) 原田彰「フォール報告書『未来の学習』」日本生涯教育学会編『生涯学習事典(増補版)』, 578頁
- (2) 学習の四本柱とは、『知ることを学ぶ』(learning to know), 『為すことを学ぶ』(learning to do), 『人間として生きることを学ぶ』(learning to be), 『共に生きることを学ぶ』(learning to live together)」ということである。天城勲監訳『学習:秘められた宝: ユネスコ「21世紀教育国際委員会」報告書』1997年, ぎょうせい, 218頁
- (3) 学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号, 公布:平成19年6月27日)では, 小学校による教育が同法第21条の目標を達成するために, 「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう, 基礎的な知識及び技能を習得させるとともに, これらを活用して課題を解決するために必要な思考力, 判断力, 表現力その他の能力をはぐくみ, 主体的に学習に取り組む態度を養うことに, 特に意を用いなければならない。」(同法第30条第2項, 中学校は第48条, 第49条, 高等学校は第62条等)と規定された。
- (4) 新学習指導要領は, 中央教育審議会答申「幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」(平成20年1月17日)を踏まえ, 平成20年3月28日に一部改正された「学校教育法施行規則」に基づき, 学校が編成する教育課程の基準を示すため, 前回の学習指導要領を大幅に改訂したものである。
- (5) 倉内史郎「生涯学習社会の展望」倉内史郎, 鈴木眞理編著『生涯学習の基礎』学文社, 1999年, 7~8頁
- (6) 「高等学校学習指導要領解説総則編(平成元年12月, 文部省)第1章総説第2節改訂の基本方針, 4~6頁
- (7) 文部省「平成7年度我が国の文教政策」(平成8年)第II部第3章第1節1の(2)新しい学力観に立つ学習指導の工夫改善
- (8) 中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育のあり方について」(平成8年7月19日)第1部今後における教育のあり方(2)今後における教育のあり方の基本的な方向, 9頁
- (9) 「中学校学習指導要領(平成10年12月)解説一総則編」(平成11年9月, 文部省)第1章総説2改訂の基本方針, 3頁
- (10) 同上の第1章総説2改訂の基本方針, 4頁
- (11) 文部科学省「OECDにおける『キー・コンピテンシー』について」中央教育審



議会初等中等教育分科会教育課程企画特別部会資料

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/016/siryu/06092005/002/001.htm#top](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/016/siryu/06092005/002/001.htm#top)

- (12) 「小学校学習指導要領(平成20年3月)」第3章第1節の1教育課程編成の一般方針, 14頁
- (13) 学校教育法第31条「小学校においては, 前条第1項の規定による目標の達成に資するよう, 教育指導を行うに当たり, 児童の体験的な学習活動, 特にボランティア活動など社会奉仕体験活動, 自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において, 社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。」
- (14) 社会教育法第3条の3「国及び地方公共団体は, 第1項の任務を行うに当たっては, 社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ, 学校教育との連携の確保に努め, 及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに, 学校, 家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。」
- (15) 社会教育第9条の3の2「社会教育主事は, 学校が社会教育関係団体, 地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には, その求めに応じて, 必要な助言を行うことができる。」
- (16)と(17) 山本恒夫「学社連携と学社融合」山本恒夫・浅井経子・坂井知志編『総合的な学習の時間』のための学社連携・融合ハンドブック』文憲堂, 2001年, 9~12頁
- (18) 清水英男「学校教員と社会教育」鈴木眞理・佐々木英和編著『社会教育と学校』学文社, 2003年, 115~138頁  
 清水英男「学校が社会教育活動のノウハウをもとめている」『社会教育』1999年10月号, 14~16頁
- (19) 池田秀男「アンドラゴジー」日本生涯教育学会編『生涯学習研究事典(増補版)』東京書籍, 1997年, 26~29頁  
 清水英男「アンドラゴジー的視点に立った学校の教育活動に関する一考察」『聖徳大学生涯学習研究所紀要第3号』, 平成17年, 1~6頁
- (20) マルカム ノールズ(Malcom S. Knowles)著 堀 薫夫, 三輪 建二訳『成人教育の現代的実践—ベダゴジーからアンドラゴジーへ』(原著1975年, 訳著 2002年), 鳳書房, 38頁